

一般社団法人北海道バレーボール協会公認コーチ規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第4号に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）の道公認コーチに関する事項について定め、指導者の養成及び育成に資することを目的とする。

(任務)

第2条 道公認コーチは、本会又は地区バレーボール協会（以下「地区協会」という。）が主催、主管及び後援する講習会や研修会等の講師並びに強化合宿の指導に当たる。

(資格)

第3条 道公認コーチは、公益財団法人日本バレーボール協会が主催する大会の北海道予選大会及び本会の主催大会にベンチスタッフとして登録することができる。

(認定方法)

第4条 道公認コーチは、地区協会会長から推薦された、次の要件を満たす者を認定する。

- (1) 講習会受講年度の4月1日現在において、満18歳以上の者
- (2) スポーツクラブ等においてバレーボールの指導に当たっている者又はこれから指導者を目指す者
- (3) 本会が公認した道公認コーチ認定講習会において所定の講習科目を習得した者

(登録)

第5条 道公認コーチの登録は、本会の指導者育成委員会が審査のうえ行う。

2 登録された道公認コーチは、別表に定める登録料を本会に納めなければならない。

(任期)

第6条 道公認コーチの任期は、2年とする。

(義務)

第7条 道公認コーチは、指導者育成委員会から研修会、講習会、強化合宿等の講師及び指導者として委嘱を受けた場合には、特別な理由がある場合を除き、その任に当たる義務を負うものとする。

2 道公認コーチは、指導者として常に研修に励み、バレーボール愛好者に信頼される人格の持ち主となるよう努め、バレーボールの普及・指導・強化に積極的に携わらなければならない。

(更新)

第8条 道公認コーチは、第6条の任期が到来した時点で地区協会を通じて資格更新の手続きを行い、別表に定める更新料を本会に納めなければならない。

2 指導者育成委員会は、地区協会から提出された更新者一覧表と更新料の納入を確認して登録の更新を決定するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。
(北海道バレーボール協会公認コーチ規程の廃止)
- 2 北海道バレーボール協会公認コーチ規程は、廃止する。

制定 令和6年9月14日

別表 (第5条及び第8条関係)

区 分	金 額
登 録 料	3, 2 0 0円 (登録証代1, 2 0 0円を含む)
更 新 料	2, 0 0 0円